

# 公文書館だより

第11号 平成11年10月1日

秋田工業学校の

鑄物工場溶解炉室

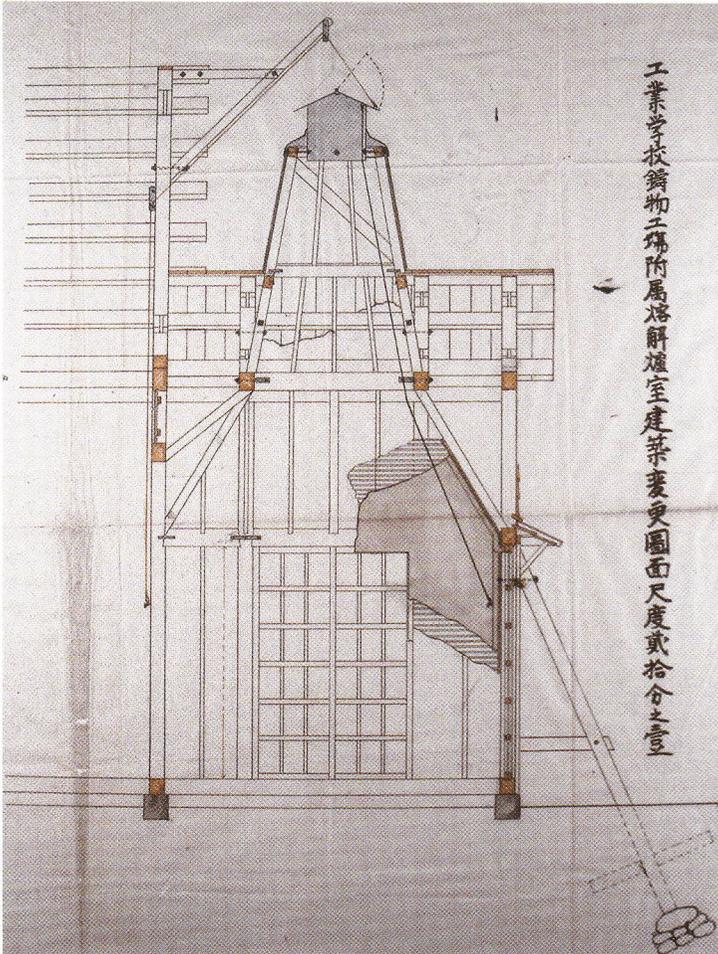
日清戦争後の産業発展は地方に影響を及ぼし、明治三十年代の秋田県でも実業教育を振興する気運が高まった。明治三十七年（一九

〇四）三月、秋田工業学校（現・秋田工業高校）が、県内初の工業教育機関として秋田市保戸野に開校している。

当初の工業学校には、建築科と機械科、別科として大工科と彫金科が設置された。各科の実習教室として、建築工場、原動機室、鑄物工場、指物木型工場などが開校

後に建設されている。

左の図面は、鑄物工場の附属溶解炉室の設計図である。立型円筒型の鑄鉄溶解炉（キューボラ）を据え付ける部屋であった。炉では、コークスを燃やした熱で地金を溶解する。その際、高温の煙が出るため、溶解炉室には煙の出口を作る必要だった。図面を見ると煙出しの形状がよく分かる。また、炉に雨水が入らないよう、煙突には閉式のふたも取り付けられた。



工業学校鑄物工場附属溶解炉室建築妻受圖面尺度貳拾分一

（秋田工業学校鑄物工場の附属溶解炉（6258）より）

この図面は、明治三十七年八月に、実習と工場管理の便を考えて、当初設計の変更が行われた際のものである。煙出しを設けた他、羽目板も取り外し戸に変えている。

（公文書課

柴田知彰）

秋田の貴重な歴史資料を多くの視聴者に伝えるために

NHK秋田放送局 ティレクター

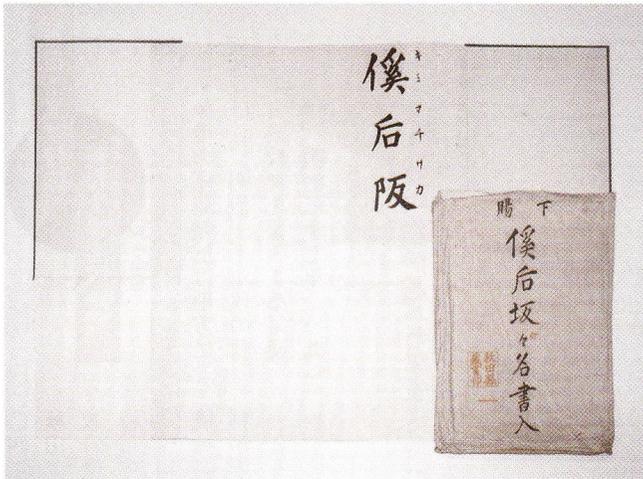
唐田 哲也

「おくいニッポン・今日はとこ  
とん秋田県！」

まだ雪が深かった二月十四日、BS2で秋田県をまるごと紹介しようという八時間の生放送番組を放送しました。横手のかまくら、男鹿のなまはげ、角館の火振りかまくらなどの秋田の豊かな冬の祭りや二ツ井町の恋文コンテスト等の心暖まるイベント、そしてなにより秋田の人たちの暖かい人情をたっぶり全国に紹介しました。秋田県のみなさんをはじめ全国の視聴者の方々から雪国あきたの魅力を楽しめたなどの数々の好評をいただき、制作スタッフ一同、NHKは地域の応援団”としての自信を深めましております。

番組は生放送ですから、秋田のホットな”今”をお伝えするわけですが、その”今”をいきいきとさせるために秋田の伝統、歴史を

丁寧で紹介することで内容に厚みを加え、秋田の奥深い面白さを加えようと工夫しました。私が担当したのは二ツ井町の「きみまち恋文



「御巡幸関係書類」(整理番号 12021)

コンテンツ」の恋文朗読の中継でした。この心暖まるコンテンツの原点となったきみまち阪でのロマンチックなエピソードはあまりに有名ですが、これを映像でどう表現できるか、これが私の課題でした。

明治天皇の巡行の足跡を辿るための資料を探して研究者を訪ねたところ県の公文書館に貴重な資料が豊富に保管されているとわかり早速足を運びました。巡行の記録

はかなり詳細に渡り、たくさん資料がありました。資料探しは時間のかかる作業になるなど覚悟をしていましたが、担当の方が私の探すテーマに関する資料を丁寧に探し出してくださり、興味深い資料を効率的に見つけることができました。きみまち阪までの旅の詳細は事細かに書かれていて、巡行の様子がいきいきと伝わってきます。明治天皇が二ツ井町に入る際、険しい峠道を通って現在のきみ

まち阪に到着した時の明治天皇の感動、その美しい景色に出会って感銘した様子を映像表現できる資料はないか、私は当時の模様をイメージしながら探しました。そして巡り会った資料が現在のきみまち阪を明治天皇が命名した時に送られてきた通達の紙でした。『後坂』とかかれた文字。たつた三文字ですが、現在のきみまち阪に伝わるロマンズ伝説の重要な証拠であり、明治天皇のきみまち阪への思いが象徴されていました。その三文字を接写し、公園の現在の映像とあわせてきみまち阪のロマンズ伝説と恋文コンテストの誕生のエピソードを紹介するVTRを制作することができました。

テレビは正確な情報とともに的確な映像表現が命です。公文書館には秋田の歴史を調査、取材するための資料のほか、写真や、フィルム、絵などの豊富な映像資料もあると聞いています。これからますます秋田を深く取材し、秋田に関する興味深い番組を制作するために、公文書館を豊富なネタもととしてこれからも積極的に利用したいと考えています。

## 資料紹介

# 県政映画フィルム の保存と普及について

現在当館には三百三本の県政映画フィルムが所蔵されており昭和三〇〜四〇年代など古いものも多い。これらは作成当時、県政広報のため広く活用されていたが、長い年月の間にフィルムの一部が破損してしまっただけのものも少なくない。

そこでこうしたフィルムの保存及び利用普及のため当館では開館以来県政映画フィルムのテレシネ化を行い、これが終了したもののから順に閲覧及び複写利用に供している。テレシネ化とは、フィルム映像をビデオに転換する作業のことであるが、この際フィルムは出来る限りの補修とクリーニングを施したうえで真空包装により恒久的に保存され、利用に供されるのは補修後のフィルム映像を転換したビデオのみとなる。

近年ではこれら過去の映像に対する関心が各方面で高まっているため当館では年代の古いもの、フィルムの劣化状態などとともに利

用者の希望に沿った映像という点に特に留意してテレシネ化を行っており、これにより最近特に利用希望が増加している、県内で開催された各団体に因するフィルムについては大半がテレシネ化を終了している。

これらの内容は開催前の準備作業や実際の競技の様相など多岐に渡っており、当時を回顧することが出来る映像としてはもちろん、各地の町並みや生活の様子などが収録されているため文化的な意味



県政映画「聖火羽後路に燃ゆ」

からも貴重な資料であり、平成十九年秋田で開催予定の第六十二回国体を控えて今後ますます利用希望が増大することが予想される。

既に利用に供しているビデオにはこの他に秋田農業大博覧会や県庁舎建築に関するものなどがありまた、今後テレシネ化を予定しているフィルムも全国植樹祭や日本海中部地震に関するものなど多種多様な内容となっており二十世紀の秋田を知ることが出来る資料として重要なものが多い。ビデオの閲覧については、ビデオシアターにおいて三十九本が自由に閲覧出来るほか、それ以外についても目録から希望のビデオを検索のうえカウンターで申請して閲覧することが出来る。なおビデオのダビングについても有料だが申請のうえ可能となっている。こうした歴史的な映像資料がまとまって保存されている例は全国でも珍しく、今後とも利用希望に沿った映像を随時提供出来るよう考慮し、その保存と普及に努めていきたいと考えているためぜひ多くの方にこれらを利用していただきたいと思う。

(公文書課 菅原亜希子)

テレシネ化が終了した国体関係フィルム

題名	主な内容	完成年
県政ニュースNo.14	「トビックス…国体に備えて」(第16回国体)	昭和33
県政ニュースNo.34	「国体トビックス(クレー射撃等)」(第16回国体)	昭和36
県政ニュースNo.35	「国体トビックス(馬術等)」(第16回国体)	昭和36
県政ニュースNo.36	「第16回国体開く」	昭和36
県政ニュースNo.37	「特集…秋田国体」(第16回国体)	昭和36
県政ニュースNo.44	「国体旗岡山へ」(第16回国体)	昭和37
県政ニュースNo.135	「あすへのシュプール」(第26回国体冬季大会)	昭和46
県政ニュースNo.47	「銀盤に舞う」(第34回国体冬季大会)	昭和54
秋田のあゆみ(一部)	「終戦からまごころ国体へ」(第16回国体)	昭和51
伸びゆく秋田(第一部)	「国体開催」(第16回国体)	昭和53
秋田国体へのみち～準備編No.1～	競技施設整備の様相など(第16回国体)	昭和35
秋田国体へのみち～準備編No.2～	花いっぱい運動の様相など(第16回国体)	昭和35
聖火羽後路に燃ゆ	熊本からの国体旗リレーの様相など(第16回国体)	昭和36
明日へのシュプール	スキー競技会の様相など(第26回国体冬季大会)	昭和46

## 資料紹介

# 吉成文庫よしなりについて

平成六年六月に仙北郡角館町吉成一樹氏より寄贈された史料が、「吉成文庫」として今秋より新たに公開となる。

吉成家は、伝来した吉成市左衛門系図などによると、元禄期前後に分家し、幕末期に高二石二斗一升八合と蔵出米二石二斗を給されていた、塩谷民部組下給人の家である。

また、寄贈者の祖父にあたる吉成直太郎氏は、「佐竹藩医薬史の研究」、「佐竹藩教学史の研究」などを著し、『秋田県史』や『角館誌』の執筆にも携わった著名な地方史研究者である。

このため吉成文庫は、吉成家伝来の文書類のほか、直太郎氏が研究の過程で収集した文書・書籍、自筆の原稿類からなる史料群となっている。このうち原稿類を除く一八二一点が一般に公開される。吉成文庫の内訳は、次のとおりである。

- ・古文書類 七七八点
- ・江戸期の版本 一二二点
- ・明治期以降の刊本（一部版本） 九二一点

ここではその概要を簡単に紹介したい。

古文書類は、角館地域に関する史料が中心であり、町絵図写のほか、白岩堰や角館郷校の史料など様々な史料が含まれている。また吉成家伝来史料には、幕末から明

治にかけての書状類・土地証文のほか、日置流弓術・無辺流槍術などの武芸関係史料が含まれている。

なかでも注目されるのは、慶応四年（一八六八）八月九月に作成された、戊辰戦争に関する九十点余りの書状・書付類である。これらは、直太郎氏が『角館誌』を執筆した際の参考資料でもあったと考えられ、当時の角館方面の戦況を伝える貴重な史料である。

つづいて江戸期の版本であるが、「論語」、「孟子」、「靖献遺言」、「史記評林」等とともに、江戸時代後期に翻訳された日本で最初に刊行された西洋小児科医書である「幼幼精義」、幕末維新期の洋学・医学などに利用された嘉永年間まで唯一の科学刊行書「舍密開宗」などが含まれる。

これらの医学書・科学書は、江戸で蘭方および牛痘種法を学んだ後、角館や六郷を中心に活躍した種痘医高橋痘庵の蔵書であったことが蔵書印からわかる。この他に痘庵宛の書状二十八点等も含まれていることから、文庫の一部には高橋家に伝来した史料群が含まれていると考えられる。

ちなみに、痘庵宛書状二十八点のうち十七点は、秋田勤王派の一

人として幕末・維新期に活躍した辻辰之助からの書状である点も興味深い。

次に明治期以降の刊本類であるが、基本的に直太郎氏の蔵書といえる。

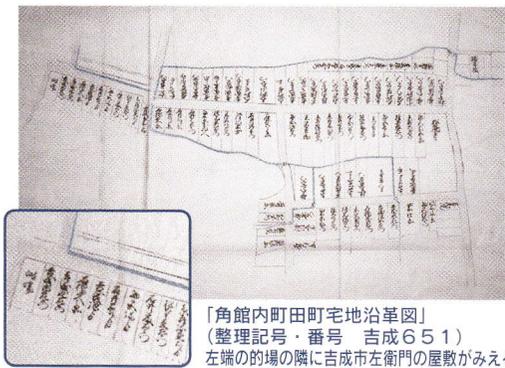
大正・昭和初期の古典全集や日本史の講義録、「東北文化研究」や「歴史地理」などの当時の学術研究雑誌、また『県史』、『角館誌』の執筆に携わった昭和三十〜四十年代の県内に関する書籍類が中心である。

角館地域に関連した史料としては、当館所蔵の佐竹北家史料が広く知られているが、佐竹北家が当地の支配層である所預であるのに対し、吉成文庫に含まれる多くは本藩角館給人の史料である。北家史料では明らかにできない部分を補完する意味でも、吉成文庫は非常に注目される史料群である。

また、加藤民夫「角館郷校運営に関する史料」（秋田県公文書館研究紀要第二号）で、吉成文庫の一部が紹介されている。

なお、吉成文庫は「吉成」を冠した通し番号で整理され、閲覧室内の仮目録をもとに閲覧することができる。

（古文書類 加藤昌宏）



「角館内町町宅地沿革図」  
（整理記号・番号 吉成651）  
左端の的場の隣に吉成市左衛門の屋敷がみえる

貴重文書書庫収蔵資料の概要

県立博物館旧蔵史料

古文書課の史料は、平成五年の当館開館時、県庁・県立図書館・県立博物館の三機関からの文書の移管をうけ、貴重文書書庫に収蔵している。そのうち今回は、県立博物館旧蔵の史料群を紹介する。

県立博物館からの移管史料は群全体としては「県立博物館旧蔵史料」とよんでいるが、基本的には家ごとの文書群であり、各家の名前を取って「〇〇家文書」とよんでいる。



佐々木家文書『門屋養安日記』  
(整理記号・番号 323-8002~8032)

史料総点数は十一家三〇九五点

である(移管時の目録では二八八六點)。博物館の収蔵資料目録に所載されている七十二家四三二五点(中心は守屋家文書一九四一点)のうち、九家一六七八點(およそ四〇%、守屋家文書を除くと七〇%)が移管され、目録にない二家の分を追加し、枝番の処理を行った結果、現在の総点数となっている。ちなみに、守屋家文書は現在も博物館で所蔵している。

各家ごとの内訳および家番号・原蔵者等は下表のとおりである。

整理番号は博物館所蔵時の番号をそのまま使用している。博物館における資料整理については独自の基準があり、家番号と内容による分類番号の二本立てとなっている。地域を示す二桁と名字の頭文字を示す一桁の三桁数字が家番号となり、一桁の分類番号に三桁の通し番号を追加した四桁数字が資料番号となっている。

例えば、311・1001は湯沢・雄勝地区のA行の家の土地関係の一番目の文書となる。ただし、同じ地域・同じ行の名字の場合、家番号が同じになる点(秋田市の高橋家と田口家は同じ家番号1354)が問題となる。

藩庁の文書をそのまま引き継いだ県庁旧蔵史料、佐竹文庫や県庁からの貸出を受けた史料群を中心とした郷土資料など、当館の史料の大多数は藩政文書からなっているが、各村の肝煎等の家の文書からなる博物館旧蔵史料は、図書館旧蔵の渡部斧松文書や長岐文書・菊池文庫等とともに地方文書の貴重なものと考えられる。

主な史料としては佐々木家文書に含まれている『門屋養安日記』があり、最近茶谷十六氏の翻刻により、全国的に知られるようになった『未刊日記集成』(三一書房)もまた、境争論をテーマとした昨年の展示で取り上げた掘人関係の史料を含む山口家文書などがある。

博物館旧蔵史料はまだまだ一般に知られていないものが多く、門屋養安日記にみられるように、貴重な史料が眠っている可能性もある。

今後利用によって、庶民レベルでの秋田の歴史研究の深化を期待したい。

なお、これまで田中時雄家文書として整理されていた文書群は、田口時雄家文書であることが判明した。以後は田口家文書で請求してもらいたい。

参照・秋田県立博物館

『収蔵資料目録・歴史I』  
(昭和五十五年刊)  
(古文書課 佐藤 隆)

博物館旧蔵史料の原蔵者・家番号・内訳等

史料群名	原蔵者名	家番号	原蔵者住所	現点数
佐々木家文書	佐々木新一	323	平鹿郡大雄村	809点
小田野家文書	小田野朝治	331	仙北郡角館町	66点
菊地家文書	菊地隆太郎	340	秋田市城南	33点
高橋家文書	高橋真人	354	秋田市南通	64点
佐藤家文書	佐藤時治	383	北秋田郡阿仁町	620点
松本家文書	松本仲蔵	300	東京都板橋区	※ 26点
鈴木家文書	鈴木ミサオ	303	神奈川県海老原市	※ 398点
山口家文書	山口一郷	388	大館市	88点
栗盛家文書	栗盛徹子	382	大館市向町	58点
田口家文書	田口時雄	354	秋田市豊岩前郷	909点
桐沢家文書	桐沢春雄	桐 沢	秋田市千秋城下町	※ 24点

※は博物館収蔵資料目録になし

## 企画展 紹介

### 県庁文書に記録された秋田の近代建築

前期 八月二十四日～九月十八日  
後期 十月二十七日～十一月二十日

今も各地に残る古い西洋館は独特の美観をつくる一方、近代建築史の上で貴重な資料をも提供してくれます。秋田県内でも、明治以降の洋式建築のうち旧秋田銀行本店（秋田市）が重要文化財、康楽館（小坂町）、日新館（横手市）などが秋田県の有形指定文化財となっています。

しかし、現在保存されているものは実は少数で、その他の大半は取り壊されたり、災害に遭うなどして失われてきました。その中には、秋田の近代建築史を語る上で重要な建物も含まれていました。それらは、もう関係資料や写真などから調査する他ありません。

そこで、今回の企画展では、明治・大正期の県有建築物の工事を記録した公文書を取り上げてみました。膨大な県庁文書の中から、土木行政で建築と修繕を担当した部課の簿冊群を、特に選んで紹介しました。建築費などの財政支出に関する公文書が中心ですが、失

われた建築物にアプローチするための貴重な記録史料群です。この展示が、近代建築に関心をお持ちの方にとつて、当館御利用の一助ともなれば幸いです。

では、メインとなる四つのコーナーに即して展示概要を説明しましょう。

「秋田県初の洋風県庁舎」では、明治十一年（一八七八）から十三年にわたる秋田県庁舎の新築工事の公文書を展示しました。当時は

近代建築の黎明期で、大工の棟梁が洋式建築をまねた「擬洋風建築」が大半でした。県庁舎もその例に入ります。当時の公文書より、木材や石材の購入先や数量、内部の建具の仕様、ペンキ塗装の入札の様子などが詳しく分かります。

「幻の県公会堂」では、明治三十三年から三十八年にわたる秋田県公会堂の新築工事に関する公文書を展示しました。皇太子（後の大正天皇）御成婚記念のモニュメントであり、建築界のフランス派巨頭・片山東熊に設計依頼された。壮麗な宮廷風建築でしたが、焼失した上に設計図面もほとんど残っていないため、現在では幻の建築物とも言えます。展示では、文章で設計内容を記した工事設計書などを紹介しました。

「図面に残る県記念会館」では、大正四年（一九一五）から八年にわたる秋田県記念会館の新築工事に関する公文書を展示しました。明治天皇の遺徳を称え大正天皇の即位を記念した建物で、既存の公会堂より規模の大きな建物でした。こちらはイギリス派の巨頭・辰野金吾に設計依頼されています。公会堂とは対照的に設計図面が数多く残っていたので、各種図



前期展示期間中の観覧者

面を展示紹介しました。

「県立学校の校舎」では、明治三十年代以降、中等教育の拡充に伴い県内に開校した尋常中学校や高等女学校、実業学校の校舎建築に関する公文書を紹介しました。

近代建築の展示の後には、公文書館の文書引き継ぎと保存、また、公文書館の役割についての解説コーナーを設けました。この展示部分は、県内で未だ馴染みの薄い「公文書館」に対する理解を深める一助として、平成九年度の「県庁文書で見る秋田の鉄道史」以来、公文書課担当の企画展で続けているものです。

（公文書課 柴田知彰）



秋田県記念会館『秋田県土木史 第3巻』

資料保存施設を訪ねて

## 秋田市立佐竹史料館

秋田市千秋公園一―四

佐竹史料館は、平成二年四月、秋田市千秋公園内の旧市立美術館の建物に開館しました。同市橋山にある国指定重要文化財・旧黒澤家住宅や同公園内の御隅櫓、御物頭御番所などとともに構成されています。

佐竹義宣書状などの軸物や黒沢日記、平成八年に寄贈された佐竹



家伝来品の竹島コレクションを中心とした寄贈品など、およそ一六〇〇点の資料を所蔵しています。

展示室は二室あり、手前の一室は館蔵資料を定期的に入れ替えながら、佐竹家臣の甲冑や藩主の書状などが展示されています。

奥の一室は平成四年三月に増築された展示室で、「秋田の藩主と家臣たち」(十二代の藩主を三代ずつ区切り各時代の史料を展示するテーマ展)などの企画展を年に数回開催します。当公文書館所蔵の史料などを含め、多彩な歴史資料が展示されます。

千秋公園内という立地条件の良さもあり、県内外の観光客を中心に、御隅櫓などを含め年間約五万人の入館者を数えます。

また、秋田の藩政期の歴史を学ぶ学習講座を年七回開講しており、毎回定員を超えるほどの受講希望があり、市民に好評です。

## 市町村史料保存機関連絡協議会報告

本年度も、県内の各市町村の文書保存担当者を対象として、五月三十一日(月)に当館多目的ホールにて標記協議会を開催しました。三二市町村から四三名の参加があり、史料保存に関する報告・協議が行われました。

午前は、当館職員及び四市町村の文書保存担当者により、史料の保存と整理に関する情報提供を行い、午後は、公文書部会と古文書部会の各分科会を開き、整理と保存について協議を行いました。終了後、個別の相談や当館の書庫等の施設見学を行い、閉会しました。

当協議会も今回で四回目を迎え、市町村による自主運営組織への発展ができればと考えています。参加者のアンケートによるとその形にすることに對してはまだ慎重意見が多く、当面は定期的に開催することを第一に考えています。今後とも史料保存に対する努力をお願いします。

## 古文書解説講座報告

今年度は八月三・四日の両日、当館多目的ホールにて計九六名の参加により開催されました。講座内容は以下の通りです。

講座①中世の古文書を読む

佐藤 隆

講座②『六郡郡邑記』の原本を

探る 柴田次雄

講座①は、中世初期から近世初期にかけて、時の権力者が秋田と関係のある人々に対して出した公的な文書を紹介しました。中世の古文書は、当館講座では初めて取り上げられたものでしたので、多数の参加者の興味を引きました。

講座②は、『六郡郡邑記』の原本と目される史料を、『六郡郡邑記』の本文と比較しながら解説し、その成り立ちを探るといって、今までにない斬新な内容でした。

当館では、今後とも一層充実した講座にしていきたいと考えておりますので、来年度も多数の参加をお願いします。

# 公文書館の利用状況について

平成五年度の開館から平成十年度までの入館者数は七、四七九人となりました。そのうち一般利用者についてみると、資料請求者数は三、一六七人、資料利用点数は、公文書が一〇、三〇三点、古文書が一五、八一七点で、合計二六、一二〇点となっています。

その間に発行した利用券は三四四枚で、地域別では秋田県二八三枚、東京都一四枚、茨城県八枚、宮城県七枚など、職種別では官公署八六枚、学生四四枚、地方史研究家三六枚、大学教員二八枚などとなっています。

県職員の職務利用についてみると



と閲覧が三六四課所、一、五八四点、貸し出しが七二八課所、二、一四五点となっています。また、出版・掲載・放映等の許可は一七七件、館外への資料の貸し出しは三七件となっています。今後とも一層の利用をお願いいたします。

以前から資料の閲覧及び複写にあたってはそれぞれ「閲覧カード」及び「複写カード」へ記入していただいていたのですが、住所及び氏名等を重複して記入する複雑さを解消するため、八月一日から右のとおり様式を改正し「閲覧・複写申請書」への記入により閲覧と複写の申請が同時に出来るようになりました。なお、申請書記入に際

## 「閲覧・複写申請書」の様式変更について

して不明点等がありましたら、カウンターの職員にお問い合わせください。

秋田県公文書館長様  
年月日

閲覧・複写申請書

閲覧利用要綱第4条の規定により、次の資料館蔵資料の閲覧を申請します。  
閲覧利用要綱第6条第1項の規定により、次の資料館蔵資料の複写を承認してください。

氏名	年齢	性別	利用券番号
住所	電話番号		
職業	1 官公署 2 大学教員 3 その他の教員 4 学生 5 その他 ( )		
複写目的	1 研究資料として持ち帰るため 2 掲載等に使用のため 3 その他 ( )		

※ 利用券を提示される場合は、住所・職業欄の記入を省略できます。

閲覧記号・番号	資料名 (簿籍名・文書名)	閲覧点数	複写枚数	その他	出納返却				
		公	古	行	厚	真	真	コピー	( )

【閲覧利用の諸注意】  
1 利用券を提示される場合は、氏名、複写目的欄のみ記入して下さい。  
2 1回につき10点まで閲覧できます。

【複写の承認条件】  
1 ビデオテープから複写する場合を除き、公文書館内の館長の指定する場所で行うこと。  
2 資料の現状を変更しないこと。  
3 出版・複製・転載等許可の交付を受けずに、複写物を出版、出版物に掲載又は放送番組等で放映しないこと。  
4 著作権法上必要な手続きは、自らの責任において処理すること。  
5 館区又は彩色資料の複写を、館長が指定する業者以外の者が行った場合は、利用目的の達成後、当該フィルムを公文書館に寄贈すること。この場合において、当該フィルムを長期にわたり保存・利用するときは、館長の承認を得て全部の、又はその費用が多額にわたるときは一部は複製でこれに替えることができる。  
6 複写に要する費用は、利用者が負担しなければならない。

公文書館だより 第十一号  
平成十一年十月一日発行  
編集発行 秋田県公文書館  
(表紙題字 寿松木 毅)  
〒〇一〇〇九五二  
秋田市山王新町一四一三二  
☎(〇一八)八六六―八三〇一  
印刷 太陽印刷株式会社